

公益社団法人秦野市シルバー人材センターゴールド会員 制度設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員を一般会員及びゴールド会員に区分し、ゴールド会員に関して必要な事項を定め、ゴールド会員の社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ゴールド会員とは、センター定款（以下「定款」という。）第5条第1項第1号に定める正会員のうち、1年以上センターに在籍している会員が、加齢や健康状態等の諸事情により、定款第4条に定める事業による就業が困難となりながらも、多様な社会参加活動や会員親睦事業を通じて健康や生きがいづくりを希望する者で所定の登録届を提出したうえで、理事長の承認を得た者とする。

(退会)

第3条 ゴールド会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。なお、一般会員として再び登録することを妨げない。

2 ゴールド会員が定款第8条第2号から第5号までに該当するときは、センターを退会したものとみなす。

(除名)

第4条 ゴールド会員を除名する場合は、定款第10条の規定による。

(会費)

第5条 ゴールド会員は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター会費規程第2条に定める会費を納入しなければならない。

2 いったん納入した会費その他の金品は、理由のいかんに関わらず返還しない。

(納入期限)

第6条 ゴールド会員の会費は、毎事業年度5月末日までに納入するものとする。ただし、年度の途中においてゴールド会員となった者については、理事長の承認後速やかに納入するものとする。

2 事業年度の途中において、一般会員からゴールド会員へ移行した者が、既に一般会員の会費を納入済みの場合は、当該年度のゴールド会員の会費を免除する。

3 事業年度の途中において、ゴールド会員から一般会員へ移行した者が、既にゴールド会員の会費を納入済みの場合は、当該年度の一般会員の会費との差額を納入するものとする。

(権利と義務)

第7条 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

(1) 定時総会及び臨時総会への出席及び議決権

(2) 就業以外(有償ボランティア活動を除く。)の各種センター事業への参加

(3) センター等からの依頼事項への協力

(4) 会費の納入

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、ゴールド会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年5月30日から施行する。

(公益社団法人秦野市シルバー人材センターゴールドクラブ設置要綱の廃止)

2 公益社団法人秦野市シルバー人材センターゴールドクラブ設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年8月22日から施行する。